

令和6年5月1日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

有限会社永瀬工具研磨 一般事業主行動計画

すべての従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～令和11年4月30日までの5年間

2. 内容

目標1：小学校3年生の3月31日までの子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 令和6年5月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年6月～ 制度の導入、社内報などによる従業員への周知

目標2：小学校3年生の3月31日までの子を持つ従業員が利用できる、子の看護休暇制度を導入する。

〈対策〉

- 令和6年5月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年6月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：就労環境の整備を図り、女性従業員の平均勤続年数を現状（現在10年5ヵ月）から3年延ばす。

〈対策〉

- 令和6年5月～ 就労環境整備について専門家を交えた社内検討会の実施
- 令和6年6月～ 女性従業員にヒアリングを行う。
- 令和6年8月頃 女性が働きやすい職場のための環境整備（トイレの整備）